

## 【目次】

1 第1条 (趣旨).....	1
2 第2条 (定義).....	3
3 第3条 (損害賠償責任の制限).....	8
第3条の2 (公職の候補等に係る特例).....	21
4 第4条 (発信者情報の開示請求等).....	22
5 附則.....	36
 (参考).....	37
1 渉外的法律関係における本法律の適用及び裁判管轄.....	37
2 条文.....	41
(1) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (平成十三年十一月三十日法律第百三十七号).....	41
(2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任及び発信者情報の開示に関する法律の施行 期日を定める政令 (平成十四年五月二十二日政令第百七十八号).....	43
(3) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第 四条第一項の発信者情報を定める省令 (平成十四年五月二十二日総務省令第五十七号).....	44
3 国会審議における附帯決議.....	46